

## 一般社団法人日本ロボット学会 代議員立候補規程

2011年11月15日理事会制定

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人日本ロボット学会代議員選挙規程第5条の実施に必要な細目を定めるものである。

(立候補者の募集)

第2条 選挙管理委員長は、正会員に対して会誌・会報などの文書を通じて代議員選挙への立候補者を募集するものとする。

(立候補資格)

第3条 全ての正会員は、代議員選挙へ立候補する資格を有する。但し、下記の場合はその限りではない。

(1) 会費未納入者

第4条 立候補者は、下記のいずれかの推薦を受けていなければならない。

(1) 正会員の推薦

本人を除く2名以上の正会員から推薦されていること。

(2) 組織の推薦

大学・国公立研究機関・企業などの組織から推薦されていること。

(3) 委員会の推薦

常置の委員会、調査研究委員会、研究専門委員会などから推薦されていること。

(推薦基準)

第5条 正会員、組織、委員会が推薦できる立候補者数は下記による。

(1) 正会員

最大3名。

(2) 組織

組織に所属する正会員数により下記の立候補者を推薦できるものとする。

正会員数30名未満 最大2名

正会員数30名～99名 最大4名

正会員数100名～199名 最大6名

正会員数200名以上 最大8名

ただし、同一組織からの推薦は、選任すべき代議員数の10%を超えてはならない。

(3) 委員会

委員長推薦 最大1名

(立候補者の決定)

第6条 選挙管理委員会は、前2条で募集した立候補者が、前3条ならびに前4条、前5条で定めている条件を満たしていることを確認し、立候補者を決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

付則

この規程は2011年11月15日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会代議員立候補規程」の正文であることを確認する。

2011年11月15日

署名

印